

令和 2 年 監査委員公表第 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき、令和元年度財政援助団体監査を実施し、その結果について同条第 9 項により次のとおり公表する。

令和 2 年 1 月 1 0 日

扶桑町監査委員 岩 本 幸 松

扶桑町監査委員 千 田 勝 文

財政援助団体監査報告書

1. 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づく監査（財政援助団体監査）

2. 監査の対象

平成30年度及び令和元年度の公益社団法人扶桑町シルバー人材センター（以下「監査対象団体」という。）に対する補助金に係る出納その他の事務及び本町からの財政援助に係る事務

① 扶桑町公益社団法人扶桑町シルバー人材センター補助金

3. 監査実施日

令和2年1月10日（金）

4. 監査の方法

監査対象団体の事務及び当該団体に関する町の事務が、関係法令に基づき適正に執行されているか、補助金は交付条件に従って使用されているか等について監査を実施しました。また、監査に当たっては、関係書類を抽出により検査するとともに、関係者からの説明を聴取しました。

5. 監査の結果

監査対象団体に係る出納及びその他の事務の執行については、概ね適正と認められました。

なお、特に指摘する事項はありません。

6. 監査意見

今回主眼とした町が公益社団法人扶桑町シルバー人材センターへ補助をした補助金については、次のとおりの意見としました。

① 公益社団法人扶桑町シルバー人材センター補助金

職員人件費に対する経費

安全・適正就業推進に関する経費

普及啓発に関する経費

就業開拓提供に関する経費

一般運営に関する経費

特段、意見はありませんでした。

担当課には、ハウス水耕栽培施設について、シルバー人材センターが元年9月27日付けで「ハウス水耕栽培施設の利用及び跡地の利用について」通知で、「水耕栽培のトライアル等を実施したが今後、本格栽培はできない判断をした」を町が受理していた。

扶桑町サングリーンハウスの管理運営に関する協定書中、様式3-2 イ.運営体制と組織で「水耕ハウス」―「管理業務・臨時雇い」という記載があるが、今後の施設の在り方や協定内容について整理が必要であることを申し添えた。